

目次

・プロローグ……………1

**第 I 部 基本構造・訴訟物**

**第 1 講 民事訴訟の基本構造……………8**

I 民事訴訟の基本構造……………8

1 総論……………8

〔図 1〕 民事訴訟の基本構造……………9

2 具体例での検討……………9

【書式 1】 訴状 (〈Case ①-1〉)……………10

II 訴訟物レベル……………12

1 請求の趣旨および原因……………12

2 訴訟物……………14

【書式 2】 答弁書 (〈Case ①-1〉)……………15

3 請求の趣旨 (訴訟物) に対する答弁……………16

III 主張レベル……………17

1 請求原因……………17

2 請求原因に対する認否……………18

3 立証責任 (証明責任)……………21

4 抗弁……………22

5 請求原因の否認と抗弁の違い……………22

6 主張責任……………23

IV 立証レベル……………23

1 間接事実・証拠……………23

〔図 2〕 民事訴訟の基本構造の具体例 (〈Case ①-1〉)……………25

2 立証レベルのポイント	26
V まとめ	27
<b>第2講 訴訟物</b>	29
I 処分権主義	29
1 訴訟物の選択	29
2 選択的併合と予備的併合	31
II 訴訟物の特定と個数	34
1 訴訟物の特定	34
(1) 債権的請求権の場合	34
(2) 物権的請求権の場合	35
2 訴訟物の個数	35
3 その他の留意点	36
III 債務不存在確認請求と給付請求	36
IV 演習問題	37
<i>Coffee Break</i> 気分の「アゲ」方	小島凜・40

## 第Ⅱ部 要件事実

<b>第3講 要件事実総論</b>	44
I 売買契約を例に	44
1 請求の趣旨	45
2 訴訟物	45
3 請求原因	45
(1) 実体法上の成立要件と請求原因	46
(2) 要件事実の具体的内容	47
(3) 主張している事実と証拠により認定できる事実との同一性	48

## 目次

4 権利（請求権）の発生と判決の基準時	49
II 要件事実とは	50
1 要件事実の意義	50
2 主張・立証責任の分配と要件事実	50
(1) 立証責任	50
(2) 主張責任	51
(3) 主張・立証責任の分配（法律要件分類説）	51
3 否認と抗弁	53
(1) 否認と抗弁の区別	53
(2) 抗弁の種類	54
4 再抗弁	55
5 具体的検討	55
〈表1〉 要件事実の整理（同時履行の抗弁）	56
6 要件事実の重要ポイント	56
(1) 必要最小限の事実と本質的要素の抽出	56
(2) 実体法上の要件の抽出と主張・立証責任の分配	57
(3) 事実と評価の峻別	58
(4) 時的因子と時的要素	58

## **第4講** 売買に関する請求1 61

I 条件・期限	61
II 弁済	62
1 主張の位置づけ	62
2 要件事実の具体的内容	63
III 一部請求	64
1 訴訟物	64
2 一部請求と弁済の抗弁	65
3 主張自体失当	67
IV 消滅時効	68

1	主張の位置づけ	68
2	実体法上の成立要件	68
(1)	①「権利行使可能」の要件	69
	[図3] 2つの消滅時効(民法166条1項1号が適用される場合)	69
(2)	②「時効期間」	70
(3)	③「援用の意思表示」	70
3	消滅時効の要件事実	72
4	消滅時効の抗弁に対する再抗弁	73
(1)	期限の定め(再抗弁1)	73
(2)	時効更新(再抗弁2)	73
(3)	時効更新に対する更新時からの消滅時効(別の抗弁)	74
(4)	時効完成後の債務の承認(時効援用権の喪失)(再抗弁3)	75
	[図4] 消滅時効(〈Case ④-4〉)	76
5	民法改正の留意点	76
V	同時履行の抗弁	76
1	主張の位置づけ	77
2	実体法上の成立要件	77
3	要件事実の具体的内容	78
4	抗弁相互の関係	79
5	再抗弁	80
(1)	先履行の合意(再抗弁1)	80
(2)	反対給付の履行(再抗弁2)	80
	[図5] 同時履行の抗弁権(〈Case ④-6〉〈Case ④-7〉)	81
VI	代物弁済	82
1	主張の位置づけ	82
2	要件事実の具体的内容	82
3	代物弁済の法的性質との関係	83
VII	民法総則に関する抗弁	85
1	通謀虚偽表示(民94条1項)の抗弁	85
2	詐欺(民96条1項)の抗弁	86

3	錯誤（民95条）の抗弁	87
(1)	主張の位置づけと要件事実の具体的内容	87
(2)	重過失（再抗弁）	89
(3)	相手方の悪意または重過失、双方錯誤	90
(4)	第三者に対する効力	91
(5)	まとめ	91
	〔図6〕 錯誤（〈Case④-11〉）	91
4	無効・取消しの効果	92
VIII	規範的要件	92
1	規範的要件の意義	92
2	規範的要件と主要事実	92
3	評価根拠事実と評価障害事実の関係	93
4	評価根拠事実と評価障害事実の摘示	94
	<b>第5講 売買に関する請求2</b>	97
I	代理	97
1	代理とは	97
2	有権代理	98
(1)	訴訟物	98
(2)	要件事実の具体的内容	98
3	追認（代理権授与に代えて）	100
4	代理権濫用	102
(1)	主張の位置づけ	102
(2)	要件事実の具体的内容	103
5	表見代理	103
(1)	代理権授与表示による表見代理	104
(2)	権限外の行為の表見代理	107
	〈表2〉 善意・悪意	109
6	無権代理人に対する請求	112

(1) 請求原因	112
(2) 抗弁	114
(3) 再抗弁	114
<b>II 相殺</b>	116
1 主張の位置づけ	116
2 実体法上の成立要件	116
(1) 相対立する債権の存在	116
(2) 両債権が同種の目的であること	117
(3) 両債権が弁済期にあること	117
(4) 同時履行の抗弁権との関係	118
(5) 債務の性質が相殺を許さないものであること	119
(6) 相殺の意思表示	120
3 相殺の要件事実	120
4 再抗弁	122
(1) 相殺禁止の意思表示	122
(2) 不法行為債権等を受働債権とする相殺	122
5 相殺の抗弁の判断順序	123
6 時効完成と相殺	123
7 相殺の効果	124
8 一部請求と相殺	124
<b>III 債務不履行解除</b>	126
1 主張の位置づけ	126
2 実体法上の成立要件	127
(1) ①「履行遅滞」	128
(2) ②「催告解除」	130
3 催告による解除の要件事実	131
4 催告による解除の抗弁に対する再抗弁	132
(1) 弁済の提供の再抗弁	132
(2) 不履行が軽微であるとき（民541条ただし書）	133
(3) 債権者の責めに帰すべき事由	134

5 無催告解除	134
IV 危険負担	136
V 契約不適合	138
VI 附帯請求	140
1 請求の趣旨	140
〔図7〕附帯請求・付随的申立てと主たる請求との関係	140
(1) 附帯請求	141
(2) 訴訟費用	141
(3) 仮執行宣言	141
2 売買契約に基づく代金支払請求の附帯請求	142
(1) 訴訟物	142
(2) 請求原因	143

## 第6講

## 貸金・保証に関する請求

I 消費貸借契約に基づく貸金返還請求	145
1 訴訟物	145
2 請求原因	146
(1) 実体法上の成立要件	146
(2) 要件事実の具体的内容	146
3 諾成契約としての消費貸借	150
4 貸金返還請求の附帯請求	150
(1) 訴訟物	151
(2) 利息請求権の要件事実	151
(3) 遅延損害金の要件事実	152
(4) まとめ	153
II 保証債務履行請求	153
1 保証に関する基礎知識	153
2 訴訟物	154
3 請求原因	155

(1) 要件事実の具体的内容	155
(2) 連帯の約定	155
4 抗弁	158
(1) 主債務についての抗弁（抗弁1）	158
(2) 消滅時効の抗弁（抗弁2）	158
(3) 弁済拒絶（相殺権、抗弁3）	160
(4) 弁済拒絶（取消権・解除権、抗弁4）	161
Ⅲ 準消費貸借契約に基づく貸金返還請求	162
1 訴訟物	163
2 請求原因	163
(1) 実体法上の成立要件	163
(2) 要件事実の具体的内容	163
3 抗弁	165
(1) 原告説の場合	165
(2) 被告説の場合	165
Coffee Break 七転び八起き	谷本将大・165

## 第7講

## 不動産明渡しに関する請求

I 土地明渡請求	168
1 訴訟物	168
2 請求原因	170
(1) 実体法上の成立要件	170
(2) 要件事実の具体的内容	171
3 権利自白の成立時期と典型的な攻撃防御方法の構造	174
(1) 「Xもと所有→所有権喪失」型	174
(2) 「Aもと所有→対抗要件」型	179
〔図8〕 「Aもと所有→対抗要件」型	187
(3) 「X現所有→占有権原」型	187
〔図9〕 「X現所有→占有権原」型	189



II	建物取去土地明渡請求	190
1	請求の趣旨	190
2	訴訟物	191
(1)	物権的請求	191
(2)	建物取去と土地明渡しの関係	191
(3)	訴訟物の個数	192
3	請求原因	193
(1)	X所有の要件	193
(2)	Y占有の要件	193
4	抗弁（建物所有権喪失）	194
5	再抗弁（登記名義保有）	196
	〔図10〕 建物取去土地明渡請求	198
III	建物退去土地明渡請求	198
1	請求の趣旨	198
2	訴訟物	199
3	請求原因	200
4	抗弁	201
IV	土地明渡の附帯請求	203
1	請求の趣旨	203
2	訴訟物	203
(1)	訴訟物の内容	203
(2)	一部請求と訴訟物の個数	204
(3)	主たる請求との関係	204
3	要件事実の具体的内容	205
	<b>第8講 不動産登記に関する請求</b>	207
I	総論	207
1	登記請求権	207
2	不動産登記の基礎知識	208

(1) 一般的知識	208
【書式3】 登記識別情報通知書	209
(2) 登記事項証明書の見方	210
(3) 登記事項証明書の読み方	211
【書式4】 登記事項証明書	212
(4) 請求の趣旨と判決主文の記載方法	214
(5) 不実登記から真実の登記へ戻す方法	214
<b>II 所有権移転登記抹消登記請求</b>	215
1 請求の趣旨	215
2 訴訟物	215
3 請求原因の基本的な構造	216
(1) 請求原因事実の構成と登記の推定力	216
(2) 要件事実の具体的内容	218
(3) 各種推定規定	218
4 紛争類型ごとの検討	221
<b>III 所有権移転登記請求</b>	223
1 請求の趣旨	224
2 訴訟物	225
3 攻撃防御方法の構造	225
(1) 長期取得時効の請求原因事実	225
(2) 短期取得時効の要件事実	227
(3) 抗弁	229
<b>IV 抵当権設定登記抹消登記請求</b>	231
1 請求の趣旨	231
2 訴訟物	232
3 請求原因	232
4 抗弁（登記保持権原の抗弁）	233
(1) 主張の位置づけ	233
(2) 要件事実の具体的内容	233
5 再抗弁	235

V	登記上利害関係を有する第三者に対する承諾請求	236
1	請求の趣旨	236
2	訴訟物	238
(1)	Yに対する請求	238
(2)	Zに対する請求	239
(3)	訴訟物の個数	239
3	請求原因	239
(1)	Yに対する請求	239
(2)	Zに対する請求	239
4	抗弁以下（Zに対する請求）	240
(1)	所有権喪失（抗弁）	240
(2)	通謀虚偽表示（再抗弁）	240
VI	通謀虚偽表示の類推適用	241

## 第9講

## 賃貸借に関する請求

I	賃料請求	245
1	訴訟物	245
2	請求原因	245
(1)	賃貸借契約の成立要件	245
(2)	要件事実の具体的内容	246
II	建物明渡請求	248
1	訴訟物	248
(1)	訴訟物の選択	248
(2)	終了原因との関係	248
(3)	更新との関係	249
2	基本的な請求原因	249
3	終了原因ごとの検討	250
(1)	期間満了	250
(2)	解約申入れ	253

(3) 賃料不払いによる債務不履行解除	255
(4) 無断転貸による解除	261
〔図11〕 無断転貸による解除	265
III 留置権	265
1 実体法上の成立要件	265
2 要件事実の具体的内容	266
IV 転借人に対する請求	267
1 転借人に対する請求	267
〔図12〕 占有権原の抗弁の要件事実	267
2 合意解除による転貸借の終了	268
V 敷金返還請求権	269
1 請求原因の具体的内容	270
2 抗弁の具体的内容	272

## 第10講

## 動産・債権譲渡等に関する請求 273

I 動産引渡請求	273
1 訴訟物	273
2 請求の趣旨	274
3 請求原因	274
4 攻撃防御方法の類型ごとの検討	274
(1) 「Xもと所有→所有権喪失」型(即時取得による所有権喪失の抗弁)	274
〔図13〕 即時取得の要件事実	278
(2) 「Aもと所有→対抗要件」型	279
(3) 「X現所有→占有権原」型	282
(4) 請求原因における即時取得	282
II 債権譲渡	283
1 訴訟物	284
2 請求原因	285
3 抗弁以下	286

(1) 譲渡制限特約（抗弁1）	286
〔図14〕 譲渡制限特約	289
(2) 譲渡人について生じた事由に基づく抗弁（抗弁2）	290
(3) 債務者対抗要件の抗弁	292
〔図15〕 債務者対抗要件	294
III 受領権者としての外観を有する者に対する弁済	295
1 主張の位置づけ	296
2 要件事実の具体的内容	296

## 第11講

# その他（債権者代位・請負・相続・不法行為）

I 債権者代位	298
1 訴訟物	299
2 請求の趣旨	299
3 要件事実の具体的内容	299
(1) 実態法上の成立要件	299
〔図16〕 債権者代位の構造	300
(2) 請求原因	300
(3) 抗弁以下	302
4 債権者が代位行使をした場合の債務者の地位	303
(1) 従来の変更	303
(2) 訴訟告知	304
5 転用型の債権者代位権	304
II 請負	304
1 訴訟物	305
2 請求原因	305
(1) 実態法上の成立要件と権利行使要件	305
(2) 要件事実の具体的内容	306

(3) 可分請求が可能な場合	308
3 抗弁	309
(1) 請負人の責任	309
(2) 同時履行の抗弁（抗弁1）	310
(3) 相殺の抗弁（抗弁2）	312
(4) 修補請求（抗弁3）	315
III 相続	315
1 要件事実の具体的内容	316
2 単独相続の主張・立証責任	316
IV 不法行為	318
1 民法709条	319
2 使用者責任（民715条）	320
<i>Coffee Break</i> Jリーガーから弁護士へ	八十祐治・321

## 第Ⅲ部 事実認定（書証を中心に）

### 第12講 事実認定（書証を中心に） 326

I 概説	326
1 事実認定の対象	326
2 事実認定の方法	327
II 証明度	328
1 高度の蓋然性	328
2 具体例の検討	329
(1) ルンバール事件	329
(2) 小括	329
3 刑事事件との比較	329
III 直接証拠と間接証拠	331
IV 本証と反証	332

V 形式的証拠力（文書の成立の真正）	332
【書式5】 甲第1号証：借用証書（〈Case ⑫-1〉、〈Case ⑫-2〉）	332
1 文書の作成者	333
2 成立の真正についての認否	334
(1) 署名文書	334
(2) 押印文書	335
【書式6】 押印文書：借用証書（〈Case ⑫-1〉、〈Case ⑫-3〉）	336
3 文書の提出と認否の記録化	338
4 成立の真正についての立証	338
(1) 成立を認めている場合	338
(2) 文書の成立の真正を争っている場合	338
【書式7】 書証目録	339
〔図17〕 2段の推定	342
5 推定が覆る場合	342
(1) 1段目の推定（事実上の推定）が覆る場合	342
(2) 2段目の推定（民訴228条4項）が覆る場合	346
6 実務の実情	347
7 その他の問題点	348
(1) 筆跡が争われている場合（〈Case ⑫-2〉の③のケース）	348
(2) 印鑑による違い	348
(3) 文書の個数	348
(4) 代理文書	349
【書式8】 代理文書	350

## 第Ⅳ部 民事保全・執行

<b>第13講</b>	<b>民事保全・執行</b> .....	354
<b>I 民事保全</b> .....		354
1 総論.....		354
〔図18〕 民事保全の種類.....		354
2 仮差押え.....		355
(1) 仮差押えの対象.....		355
【書式9】 不動産仮差押命令申立書.....		355
(2) 申立ての理由.....		358
(3) 効力.....		358
3 仮処分.....		359
(1) 係争物に関する仮処分.....		359
【書式10】 登記事項証明書・権利部（甲区）.....		361
(2) 仮の地位を定める仮処分.....		363
4 担保.....		364
<b>II 民事執行</b> .....		365
1 総則.....		365
(1) 強制執行とは.....		365
(2) 強制執行の進行.....		365
(3) 請求異議.....		367
(4) 第三者異議.....		369
2 強制執行.....		369
(1) 金銭執行と非金銭執行.....		369
(2) 金銭執行.....		370
(3) 非金銭執行.....		370
3 担保権実行としての競売（民執180条～）.....		371



## 付録 法曹倫理

<b>第14講</b>	<b>法曹倫理 1</b>	374
<b>I</b>	<b>総論</b>	374
1	法曹倫理の必要性	375
2	弁護士倫理の基本規程	375
3	弁護士役割論	377
<b>II</b>	<b>事件の受任</b>	377
1	受任義務	377
2	非弁護士との提携	379
3	依頼者に対する説明義務	380
(1)	説明義務	381
(2)	不当訴訟	381
(3)	勝訴の見込みがない場合	381
(4)	〈Case ⑭-4〉の検討	382
<b>III</b>	<b>事件の処理</b>	382
1	依頼者の意思の尊重	382
(1)	和解における依頼者の意思（〈Case ⑭-5〉1の検討）	384
(2)	弁護士の裁量（〈Case ⑭-5〉2の検討）	385
2	裁判手続の遅延と依頼者の意思	386
<b>IV</b>	<b>秘密保持義務</b>	388
1	弁護士法23条と職務基本規程23条	389
(1)	非限定説	389
(2)	限定説	389
(3)	折衷説	389
(4)	検討	389

〈表3〉 弁護士法23条と職務基本規程23条の異同	389
2 〈Case ⑭-8〉の検討	390
V 真実義務	393
VI 相手方との関係	396
1 〈Case ⑭-11〉設問(1)	396
2 〈Case ⑭-11〉設問(2)	397
3 参考事例	398
VII 他の弁護士との関係	398

## 第15講

## 法曹倫理 2

I 利益相反	400
1 第1事例	400
〔図19〕 職務を行ない得ない場合の類型	403
(1) 弁護士法25条（職務基本規程27条）1号	403
(2) 弁護士法25条（職務基本規程27条）2号	404
(3) 小括	404
2 第2事例	405
3 第3事例	405
4 第4事例	406
(1) 〈Case ⑮-4〉設問(1)	407
(2) 〈Case ⑮-4〉設問(2)	407
(3) 〈Case ⑮-4〉設問(3)	408
5 第5事例	408
6 第6事例	409
II 弁護士報酬	410
1 弁護士報酬	410
(1) 立替え	410
(2) 報酬の額	411
2 預り金	412

目次

Ⅲ 辞任	412
1 〈Case ⑮-9〉設問(1)	413
2 〈Case ⑮-9〉設問(2)	414
Ⅳ 組織内弁護士	414
1 〈Case ⑮-10〉設問(1)	415
2 〈Case ⑮-10〉設問(2)	416
3 〈Case ⑮-10〉設問(3)	416
Ⅴ 共同事務所	417
1 共同事務所所属の各弁護士に当事者関係にある者からそれぞれ事 件依頼があった場合の対応	417
2 共同事務所の所属弁護士の受任事件にかかわる情報に接した弁護 士の対応	419
(1) 〈Case ⑮-12〉設問(1)	419
(2) 〈Case ⑮-12〉設問(2)	420
・事項索引	421
・判例索引	426
・条文索引	429
・著者略歴	433